訪問介護指定申請に必要な書類一覧（チェックリスト）

【共生型訪問介護について】

　すでに障害福祉サービスである居宅介護又は重度訪問介護の指定を受けている事業所が対象となります。共生型訪問介護の指定申請を行う場合は、チェック欄「※」の書類を省略することができます。ただし、必要に応じて提出を求める場合があります。

共生型訪問介護の指定申請を行う場合は、下記の書類もご提出ください。

〇　居宅介護又は重度訪問介護に係る指定（更新）通知書の写し

〇　付表１(－２)：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の指定に係る記載事項

〇　指定訪問介護事業所その他関係施設から技術的支援を受けていることを証する書類

（指定訪問介護事業所との覚書等）

申請（開設）者名：　　　　　　　　　　　　　　事業所名：

担当者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ﾁｪｯｸ欄 | 提出書類 | 様式等 | チェック項目 |
| □ | １　指定居宅（介護予防）サービス事業者指定申請書  **【法定】** | 様式１ | □　申請（開設）者名称、代表者職・氏名、住所が登記事項証明書と一致しているか  □　実施事業、事業開始予定年月日等が正しく記入されているか |
| □ | ２　指定訪問介護事業所の指定に係る記載事項  **【法定】** | 付表１ | □　事業所名称が、既に指定を受けている管内の他の事業所と同一名称や紛らわしい名称となっていないか　（事業所名称は２０字以内にしてください）  □　共生型訪問介護の場合、障害福祉サービスと同じ名称になっているか  □　事業所の設置予定地は市街化調整区域ではないか  □　事業所の名称、所在地が運営規程その他添付書類と一致しているか  □　管理者が兼務する場合の記入をしているか  □　訪問介護員等の勤務形態ごとの人数が、勤務形態一覧表、運営規程と一致しているか  □　訪問介護員等の常勤換算数が勤務体制表と一致しているか |
| □ | ３　指定申請手数料  **【県独自】** | 所定の納付書に福岡県領収証紙を貼付して納付 | □　所定の納付書を使用しているか  □　福岡県領収証紙を貼り付けているか（収入印紙は不可）  □　納入義務者の名称・所在地が記載されているか |
| □  ※ | ４　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  **【法定】** |  | □　申請事業を実施する旨の記載があるか  (例）介護保険法に基づく訪問介護事業  □　社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人等で、事業目的未登記の場合は、定款変更認可書等が添付されているか |
| □ | ６　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  **【法定】** | 参考様式１ | ・　管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数（４週間分）を記載  ・　職種は、管理者・サービス提供責任者・訪問介護員・その他（事務員等）に区分して記載  ・　常勤換算は、管理者・その他（事務員等）を除き、サービス提供責任者を含む訪問介護員等の勤務延時間数により換算する  ・　記入例を参考に作成してください。  □　管理者は常勤か  □　訪問介護員等の数が基準を満たしているか  ・　管理者を除き、常勤換算方法で2.5名以上  （常勤の管理者を兼ねている訪問介護員は、常勤換算法で0.5人と算定。この場合、管理者としての勤務時間、訪問介護員としての勤務時間をそれぞれ記入する）  □　サービス提供責任者が基準を満たしているか  ・　常勤かつ専従（当該訪問介護事業所の管理者との兼務を除く）  ・　介護職員基礎研修、介護職員実務者研修、訪問介護員養成研修１級課程修了者もしくは介護福祉士、看護師、准看護師の資格を有しているか  ・  【サービス提供責任者配置基準緩和（利用者50人に１人以上）】を適用する場合   * 常勤のサービス提供責任者を３人以上配置しているか * 訪問介護員として行ったサービス提供時間が月30時間以内であるサービス提供責任者を１人以上配置しているか * サービス提供責任者が行う業務の省力化・効率化が図られているか   （例）・業務支援ソフトを活用したシフト管理  　　 ・タブレット端末等を活用した利用者情報  　　　の職員間の情報共有  　　 ・利用者に対する複数のサービス提供責任  　　　者による共同対応体制の構築  【共生型訪問介護の場合】   * 共生型サービス開始時における居宅介護事業又は重度訪問介護事業の勤務形態一覧を添付しているか * 居宅介護又は重度訪問介護の利用者と共生型訪問介護の利用者を合計した場合に必要とされる居宅介護又は重度訪問介護の従業者の人数以上配置しているか |
| □ | ７　サービス提供責任者の経歴 | 参考様式11 | 「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です（通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」（平成20年７月29日老振発第0729002号））  （１）介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」  （２）介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護に関する１級課程修了者、介護福祉士実務者研修課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」 |
| □  ※ | ９　資格証の写  ※Ａ４より大きいサイズのものは、Ａ４サイズに縮小コピーしてください  **【県独自】** |  | □　訪問介護員の資格を証するもの（看護師・准看護師免許証、介護福祉士登録証、訪問介護員養成研修修了証等）の写しを添付しているか  　(注)介護福祉士国家試験合格証書は不可  □　共生型訪問介護の場合は、居宅介護従業者の資格を証するものの写しを添付しているか  □　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した氏名の順に並べているか |
| □  ※ | 10　事業所の平面図  **【法定】** | 参考様式２ | □　当該事業に使用する箇所（事務室、相談室、手指洗浄設備としての洗面所等）及び備品の配置が分かるように作成されているか  □　訪問介護事業専用区画を有しているか  □　事業所内部の備品配置等、レイアウトが示されているか  □　複合施設（住居兼用を含む）の場合は、訪問介護事業所専用部分を表示した、施設全体の平面図を提出すること |
| □ | 12　運営規程  **【法定】** |  | 記入例を参考にしてください。  □　以下の内容が具体的に記載されているか  □　事業の目的及び運営の方針  □　従業者の職種、員数及び職務内容  □　営業日及び営業時間  　　□　指定訪問介護の内容及び利用料その他  　　　の費用の額  　　□　通常の事業の実施地域  　　□　緊急時等における対応方法  □　虐待の防止のための措置に関する事項  　□　その他運営に関する重要事項  □　営業時間については、事業所を開けている時間帯と訪問介護サービス対応が可能な時間帯の両方を記載しているか  □　利用料金については、利用者に説明するための利用料金表が添付されているか |
| □  ※ | 13　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要  **【法定】** | 参考様式４ | □　次の事項について、具体的に記載しているか  　□　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口・担当者の設置（担当者名や連絡先）  　□　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制  ・手順  　□　その他参考事項  □　市町村（保険者）、国民健康保険団体連合会等、公的機関の相談窓口  ・記入例を参照してください。 |
| □  □ | 16　誓約書（介護保険法第７０条第２項各号、第１１５条の２第２項各号に該当しないこと）、  **【法定】**  17　誓約書（暴力団排除）  **【県独自】** | 別添３－１  別添３－２ | □　偽りなく記載されているか  □　法人所在地及び名称、代表者の職氏名を記載しているか  □　暴力団排除に係る誓約書は、全ての役員等について記載されているか当該事業所の管理者も含められているか  □　暴力団排除に係る誓約書は、役員等の就任日、生年月日を記載しているか  □　誓約書の日付が記載されているか  □　誓約書と別紙がそれぞれ添付されているか  ・同時期に誓約書を他事業所申請の際に提出済みの場合は、事業所番号を記した誓約書の写しを添付してくださいただし、管理者分や役員改選後に新たに追加した役員分の誓約書は別途提出してください |
| □ | 18　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  **【法定】** |  | □　実施事業、指定年月日を記載しているか  □　算定する加算に応じ必要な添付書類を添付しているか  □　運営規程、利用料金表、勤務体制表等は、指定申請書添付書類と整合しているか |
| □ | 19　災害時情報共有システムへの登録に係る調査票  **【県独自】** | 県ＨＰ掲載 | * 介護保険課指定係宛てにメールで調査票を提出し   ているか |
| □ | 20　業務管理体制に係る届出書  **【法定】** |  | □　新規申請法人については、業務管理体制に係る届出書を提出しているか  □　届出済みの法人である場合で、届出事項に変更のある場合、変更届出書を提出しているか  □　区分変更の届出が必要な法人の場合、提出しているか |
| □ | 21　老人福祉法に基づく届出 |  | □　老人居宅生活支援事業開始届を提出しているか |
| □ | ※指定（許可）申請に必要な書類一覧（チェックリスト） | 当該様式 | □　すべての項目と申請書類を確認してチェックを入れたか |

※　指定訪問介護事業所において訪問介護業務に従事可能な資格者証は以下のとおりです。

・介護福祉士登録証（介護福祉士試験合格証書は不可）

・介護職員基礎研修の修了証書

・介護職員実務者研修の修了証書

・訪問介護員の修了証書

・看護師免許証、准看護師免許証：共に、１級課程修了に相当する取扱い

・家庭奉仕員講習会の修了証書：１級課程修了に相当する取扱い

　（都道府県、(財)長寿社会開発センターによるもの）

＊書類の提出前に「訪問介護事業者の申請に必要な書類一覧（チェックリスト）」により漏れがないか確認の上、ご提出ください。

　なお、このチェックリスト記載の添付書類は必要最小限の書類であり、審査により追加書類の提出を求めることがあります。